

農林 3 - 1

不利益処分の内容	分担金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例第 3 条		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
条例第 2 条各号に掲げる事業ごとに、総合的に判断するため、処分基準は設定しない。			

農林 3 - 2

不利益処分の内容	分担金の分割納付及び徴収延期の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例第6条の2		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成12年4月1日		
処 分 基 準			
分担金の分割納付及び徴収延期の取消し又は期間の短縮は、分割納付又は徴収延期の承認を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付又は徴収延期を継続することが適当でないと認められるときに行うことができることとされている。 具体的には、条例施行規則別表第1(分割納付基準)又は別表第2(徴収延期基準)に定める基準に該当しないこととなった場合に、条例第5条第3項又は第6条第2項に規定する届出の有無、事情の変化の程度、この分担金徴収制度の趣旨、目的等を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市農村公園の設置及び管理に関する条例第 4 条		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 4 条に規定する行為の中止、原状回復、退去を命ずる具体的な判断は、第 3 条第 1 項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。			